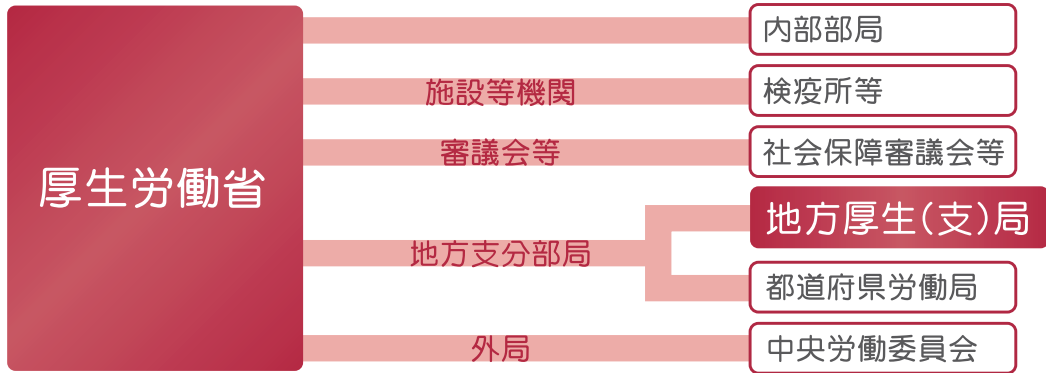


地方厚生(支)局について

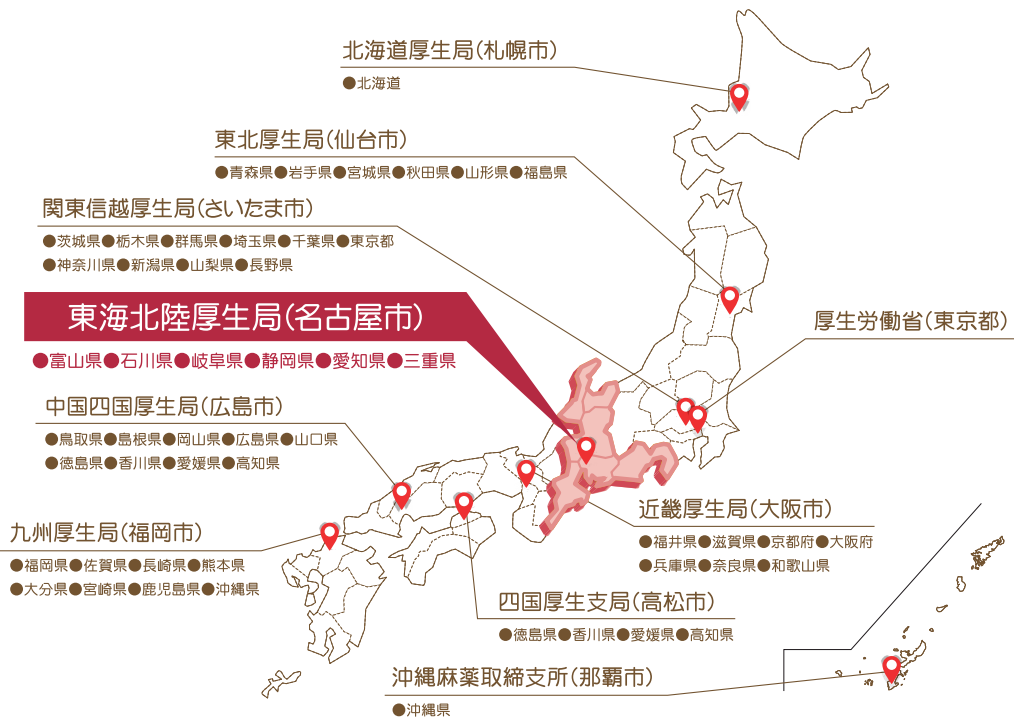
地方厚生(支)局は、国民の皆様にもっと身近な医療、健康、福祉など社会保障政策の実施に関する業務を、地域において行う国の「政策実施機関」です。

東海北陸厚生局は、東海北陸地区(6県)を管轄地域として業務を行っています。



東海北陸厚生局について

地方厚生(支)局の管轄地域



東海北陸厚生局の主な業務

- 国民のニーズに即した直轄事業
 - ・ 医師・歯科医師の臨床研修制度の適正な実施
 - ・ 行政処分を受けた医師・歯科医師に対する再教育
 - ・ 確定給付企業年金及び確定拠出年金に係る承認
 - ・ 心神喪失者等医療観察法に基づく対象者の移送
 - ・ 麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ等の取締
 - ・ 年金記録訂正に関する業務
 - 事業者等の指導監督
 - ・ 輸出食品取扱施設の認定及び査察等
 - ・ 各種養成施設(6分野)の指定・指導
 - ・ 医療監視、薬事監視
 - ・ 健康保険組合及び企業年金基金等の指導監督
 - ・ 登録検査機関の登録、監督及び技術的助言
 - ・ 社会保険診療報酬支払基金^(※)の指導監督
 - ・ 保険医療機関等の指導監督
 - ・ 生活保護法に基づく指定医療機関の指導監督
 - 地方自治体への支援・指導
 - ・ 地域医療構想の推進を支援
 - ・ 都道府県等の障害者自立支援業務の指導
 - ・ 生活保護制度に係る法施行事務指導
 - ・ 児童扶養手当の支給事務に係る指導・監査
 - ・ 地方自治体向け補助金、交付金の執行
 - ・ 地域包括ケアシステムの構築の支援
- (※) 令和8年10月1日より医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に改称